

会 則

第 1 条(名 称)

本クラブは、「ROX FITNESS CLUB begin(ロックスフィットネスクラブ・ビギン)」(以下、本クラブといいます)と称します。

第 2 条(所在地)

本クラブの所在地は、東京都台東区浅草 1 丁目 2 5 番地 1 5 号とします。

第 3 条(運営・管理)

本クラブの運営・管理は、株式会社 TOLCD(以下、会社といいます)があたります。

第 4 条(目 的)

本クラブは、スポーツを通じ会員の健康増進ならびに会員相互の親睦を図るとともに、地域社会における健康で明るいコミュニティーづくりに寄与することを目的とします。

第 5 条(会 員)

本クラブの会員は、本会則、その他本クラブが定めた事項に従うこととします。

第 6 条(会員の種類)

本クラブ会員の種類及びその要件は、次のとおりとします。

- ①個人会員……個人が登録した場合
 - ②家族会員……個人会員の配偶者または同居の家族を登録した場合
 - ③法人会員……法人が登録した場合
- 上記各会員は、ゴールド会員とレギュラー会員に分けられます。また、会社が必要と認めるときは、新たな会員種類をおく事ができるものとします。

第 7 条(入会資格)

本クラブの入会資格は、次のとおりとします。

- ①日本在住の方で、満 1 8 歳以上(高校生は不可)の方とします。但し、家族会員に限り保護者より本クラブ所定の誓約書の提出があった場合には、施設利用の際に保護者が同伴することを条件に、満 1 5 歳以上の方の入会を認める場合もあるものとします。
- ②本クラブの主旨に賛同し、スポーツを愛し、エチケットを守って本クラブの施設をご利用される方
- ③会員は、自己の責任において施設を安全に利用できる心身の状態であり、施設利用上の諸規則およびスタッフの指示を理解し、これを遵守できる方
- ④健康に異常のない方。または、加療中だが医師からの許可がある方
- ⑤刺青をされていない方
- ⑥暴力団員など反社会的団体の構成員またはその関係者ではない方
- ⑦妊娠されていない方
- ⑧過去に本クラブを除名されたことがない方

第 8 条(入会手続)

- (1)本クラブへの入会を希望する方は、所定の入会申込手続きを行い、会社の入会承認を得た後、入会金を納入するものとします。
- (2)前項において、ゴールド会員は入会金および第 10 条に定める会員資格保証金を納入するものとします。
- (3)入会希望者が**高校生以下**の場合は、保護者より本クラブ所定の**誓約書**を提出していただきます。この場合、保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- (4)会員は、**事故、急病その他の緊急時に備え、当クラブが連絡可能な緊急連絡先を登録するものとします。**
※緊急連絡先は親族に限らず、緊急時に本人に関する連絡を受けることができる者とし
ます。なお、緊急連絡先の登録が困難な場合は、その理由を申告のうえ、当クラブと協
議するものとします。

第 9 条(入会金)

- (1)入会金は、会社が別に定める金額とし、会社はいかなる場合もこれを返還しません。
- (2)入会金は、新たに入会する会員に対し、社会経済情勢等の変動に応じて変更する事ができるものとします。

第 10 条(会員資格保証金)

会員資格保証金は会社が別に定める金額とします。

第 11 条(会員資格保証金の返還)

- (1)会員資格保証金は、入会日より 10 年間据置とし、その後本会則第 22 条に定める場合にこれを返還するものとします。
- (2)会員資格保証金返還に際し、利息は付加しないものとします。
- (3)会員資格保証金返還に際し、会費・利用料等に未納がある場合は会員資格保証金をもってそれを精算し差額を充当するものとします。また、家族会員においては、その関
わる個人会員の会員資格保証金をもってそれを充当します。

第 12 条(会員資格保証金返還の特例)

次の各号の一つに該当する場合は、前条の規程にかかわらず会員資格喪失時に本会則第 13 条に従い会員資格保証金を返還するものとします。

- ①死亡の場合
- ②法人の解散の場合 (法人会員のみ)
- ③傷病、海外永住等により本クラブ利用が不可能となり、会社がこれを認めた場合
- ④除名の場合

第 13 条(10 年以内の会員資格保証金の返還額)

前条における会員資格保証金の返還額は、次のとおりとします。

- ①前条第 1 号および第 2 号に該当する場合……当該会員が納入した会員資格保証金の 100 %相当の金額
- ②前条第 3 号に該当する場合……………当該会員が納入した会員資格保証金の 80 %相当の金額
- ③前条第 4 号に該当する場合……………当該会員が納入した会員資格保証金の 60 %相当の金額

第 14 条(会費)

- (1)会員は、会社が別に定める金額の会費を所定の方法により納めるものとし、既納の会費については、いかなる場合もこれを返還しません。
- (2)会費は、社会経済情勢等の変動に応じて変更する事ができるものとします。
- (3)利用回数の有無にかかわらず退会時まで、月会費の支払いが必要となります。

第 15 条(利用料)

- (1)会員は、本クラブを利用する際には、会社が別に定める金額の利用料を支払うものとします。
- (2)利用料は、社会経済情勢等の変動に応じて変更する事ができるものとします。

第 16 条(譲渡および名義変更)

本クラブの会員資格はこれを他に譲渡および名義変更できないものとします。また、質入その他の担保に供することはできないものとします。
ただし、ゴールド会員は、次の事項の一つに該当する場合は、会社の承認を得て名義変更ができるものとします。

- ①会員を被相続人とする相続が開始した場合の相続による資格の継承
- ②個人会員がやむを得ない事由により施設の利用が困難となり、会社が認めた場合の配偶者または一親等親族への資格の継承
- ③法人会員のやむを得ない事由による登録社名の変更及び登録者名の変更

第 17 条(名義変更の取扱い)

前条の名義変更に際し、ゴールド会員は会社が別に定める名義変更手数料を支払うものとします。また、会社はゴールド会員に会費および利用料等の未納金がある場合には、ゴールド会員がそれを完納した後、名義変更の取扱いをするものとします。

第 18 条(法人会員の登録者変更)

法人会員は、登録者をその法人に所属する他の役員又は、従業員に変更することができます。ただし、新たに登録者になろうとする方について、予め会社の入会承認を得た後、会社が別に定める登録者変更手数料を支払うものとします。

第 19 条(休 会)

会員が 6 ヶ月以上の長期にわたりやむを得ない事由により本クラブを利用できない場合で、かつ会社が認めた場合は、休会前月 5 日までに所定の手続きを経て、1 ヶ月分の会費を前納することにより、その翌月より向こう 1 年間、会員資格を継続することが

第 20 条(会員資格の一時停止・除名等)

会員が次の各号の一つに該当した場合、会社は、その会員を、会員資格の一時停止または除名とすることができるものとします。
また、会社はその事由を会員に説明する義務を負わないものとします。

- ①本クラブの名誉を傷つけた場合
- ②本クラブの秩序を乱した場合
- ③本クラブの会則、その他本クラブが定めた事項に違反した場合
- ④本クラブの施設・設備等を故意に損壊した場合
- ⑤入会に際して虚偽の申告をした場合
- ⑥会費、利用料等の支払いを滞らし、会社からの期限を定めた催告にも応じない場合
- ⑦暴力団員など反社会的団体の構成員あるいはその関係者であることが判明した場合、またはそれらの者を本クラブに同伴もしくは紹介した場合
- ⑧本クラブの会員としての品位を損なうと認められる非行のあった場合
- ⑨**判断能力の低下、身体機能の障害、疾病、高齢その他の理由により、施設利用上の安全確保が困難であると本クラブが判断した場合、または介助者の付き添いなく単独での利用が困難であると認められる場合**
- ⑩**スタッフの指示に従わず、迷惑行為を継続する場合**

第 21 条(退会)

会員が本クラブを退会する場合は、退会を希望される当月の 5 日までに所定の退会届を提出し、会費、利用料等未納金がある場合には、これを完納して当該月末日を以って退会するものとします。

第 22 条(会員資格の喪失)

次の場合、会員はその資格を喪失するものとします。

- ①死亡
- ②法人の解散
- ③退会
- ④除名
- ⑤個人会員がその資格を喪失した場合、これに関わる家族会員も同時にその資格を喪失するものとします。
- ⑥運営上重大な事由により本クラブの全部を閉鎖したとき
- ⑦会社の解散

第 23 条(会員証)

- (1)本クラブは、会員に会員証を交付します。
- (2)会員は、本クラブを利用する場合には、必ず会員証を携帯して提示するものとします。
- (3)会員は、会員証を紛失した場合には、ただちに所定の手続きを行い再発行を会社に申請するものとします。
- (4)会員は会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を返還しなければならないものとします。

第 24 条(通知方法)

本会則に定める通知および本クラブの運営等に関する通知は、原則として本クラブ施設内に掲示する方法により行うものとします。

第 25 条(変更事項の届出)

- (1)会員は、氏名、住所、連絡先、**緊急連絡先**およびその他入会申込書記載事項に変更があった場合には、すみやかに会社に届け出るものとします。
- (2)会員へ郵送で通知する場合は、会員から届出のあった最新の住所宛てに行い、会社は、以降の責任を負わないものとします。

第 26 条(ビジー)

- (1)会社は、会員以外の方がビジーとして本クラブを利用する場合は、会社が別途定めた使用料金の支払い、会員と同伴であることを条件にこれを認めるものとします。ただし、家族会員のビジー同伴は、認めないものとします。
- (2)会社は、会員の利用に支障が生ずる恐れのある場合、ビジーの利用を制限することができるとします。
- (3)会員は、同伴したビジーの本クラブ内での行為、支払い、事故等一切について連帯責任を負うものとします。

第 27 条(休業日)

本クラブは原則として毎月末、および年末年始を休業日とします。その他、施設点検等会社側の理由により、臨時休業することがあります。

第 28 条 (臨時休業)

- (1)本クラブは館内改装、修理、その他工事の場合や気象、災害等により営業が困難と判断した場合は臨時休業とします。
- (2)臨時休業が月の営業日数の半数以上にわたる場合を除き会費・オプションなどはこれを返還しないものとします。
- (3)臨時休業が営業日の半数以上の場合、会社は会費・オプションなどの減額、翌月への充当その他会社が適当と認める方法で対応する。

第 29 条(施設の利用)

- (1)会員は、本クラブの利用に際し、会社が別に定める規定に従うものとします。
- (2)本クラブは講習会開催、特別行事、施設整備・改修等のため、本クラブの施設の一部または全部の利用を制限することができるものとします。
- (3)会員は、常に健康状態に留意し、自己の責任と危険負担において本クラブの施設を利用するものとします。
- (4)会員は、本クラブ諸施設において、技量を超えた殊更な危険行為に及んだり、本クラブの事前の承諾なくして、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。
- (5)本クラブの会員会則、その他本クラブの定めた事項に違反した利用者に対し、本クラブの利用を禁止します。

第 30 条 (忘れ物・所有物)

- (1)忘れ物につきましては、原則として 2 週間保管した後、処分します。
- (2)本クラブを退会した場合は、退会月までに所有物を持ち帰るものとします。
- (3)退会後 1 か月を経ても所有物を引き取りに来ない場合、所有権を破棄したものとみなし撤去及び処分することができることとします。この場合、会員は補償その他何等の請求・異議申立てをすることができないものとします。

第 31 条(施設の閉鎖、変更)

- (1)天災地変、著しい経済情勢の変化およびその他やむを得ない事由が生じた場合、会社は本クラブを閉鎖することができるものとします。この場合、会員は補償その他何等の請求・異議申立てをすることができないものとします。
- (2)会社は必要に応じて、本クラブ施設の変更を行うことができるものとします。

第 32 条 (禁止事項)

- ①暴力団関係者、その他反社会的勢力構成員の利用
- ②刺青のある方（タトゥーシール等含む）の利用
- ③医師から運動または入浴を禁じられている方の利用
- ④妊娠している方の利用
- ⑤過去に本クラブを除名されたことがある方の利用
- ⑥飲酒等により、酒気帯びしている方の利用
- ⑦施設内での喫煙
- ⑧政治活動、選挙活動、宗教活動、布教活動、勧誘活動またはこれらに類する行為
- ⑨勧誘、営業行為、金銭の貸借、物品販売その他これに類する行為
- ⑩本クラブの器具、その他の備品を持ち出す行為
- ⑪本来の利用目的を超えて使用する行為
- ⑫本施設の設定等を叩く、殴る、蹴る、落書きするなど損壊する行為
- ⑬指定場所以外での排泄等により本施設を汚損する行為
- ⑭ロッカー内に入らない私物の持ち込み
- ⑮指定箇所以外での補助器具の使用
- ⑯本施設内に刃物等の危険物を持ち込む行為
- ⑰施設利用者または本クラブのスタッフに対する以下の迷惑行為
 - (ア)殴打、身体を強く押す、強く掴む等の暴力行為
 - (イ)物を投げる、壊す、叩く等の危険行為
 - (ウ)奇声をあげる、大声で怒鳴る等の威嚇行為
 - (エ)暴言、中傷、侮辱、脅迫等の精神的攻撃
 - (オ)待ち伏せ、尾行、面談、みだりに話しかけたりする等の行為
 - (カ)差別的または性的な言動
 - (キ)不当な謝罪の要求（土下座の強要）
 - (ク)拘束的な言動・行動（不退去、居座り、監禁）
 - (ケ)窃盗、痴漢、のぞき、盗撮等の迷惑行為
 - (コ)SNS 等での誹謗中傷

第 33 条(責任事項)

- (1)本クラブの施設利用に際して、会員本人又は第三者に生じた傷害等の人的事故、盗難等の物的事故については、会社は一切損害賠償の責を負いません。会員が同伴したビジターについても同様とします。
- (2)会員が、本クラブの施設利用に際して、会社又は第三者に損害を与えた場合、すみやかにその賠償の責を負うものとします。

第 34 条(営業時間等)

本クラブの営業日、営業時間については別に定めるものとします。

第 35 条(改正)

本会則の改正は、会社が必要に応じてこれを行うことができるものとし、改正した内容の効力は、全会員に及ぶものとします。

第 36 条(付属規程)

本会則に定めのないクラブ運営事項は、別に定めるものとします。

第 37 条(発効日)

本会則は、平成 16 年 10 月 1 日改正発効します。
本会則は、令和 8 年 10 月 1 日改正発効します。